

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成29年11月29日
【会社名】	株式会社アルファ
【英訳名】	ALPHA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅野 薫
【本店の所在の場所】	岡山市中区桑野709番地 6
【電話番号】	0 8 6 (2 7 7) 4 5 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 荻野一郎
【最寄りの連絡場所】	岡山市中区桑野709番地 6
【電話番号】	0 8 6 (2 7 7) 4 5 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 荻野一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社アルファ 東京支店 (東京都港区港南二丁目12番32号) 株式会社アルファ 名古屋支店 (名古屋市中区錦三丁目16番27号) 株式会社アルファ 大阪支店 (大阪市淀川区宮原四丁目 3 番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年11月27日開催の当社第35期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年11月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当（第35期期末配当）に関する事項

当社普通株式1株につき7円 配当総額56,307,944円

効力発生日 平成29年11月28日

第2号議案 株式併合の件

当社普通株式について、平成30年3月1日を効力発生日として10株を1株に併合するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を36,000,000株から3,600,000株に変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。本変更については、平成30年3月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日経過後は本附則を削除するものであります。

また、役付取締役の会長職を追加するものであります。

第4号議案 取締役6名選任の件

浅野 薫、高尾宏和、吉永徳好、西崎雅也、荻野一郎、難波和彦の6氏を取締役に選任するものであります。

第5号議案 監査役1名選任の件

勢村 守氏を監査役に選任するものであります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

取締役を退任する藤井昌博、佐藤靖夫、野内勝己の3氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため退職慰労金を贈呈するものであります。

また、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、第4号議案、第5号議案の承認可決を条件として、重任する取締役浅野 薫、高尾宏和、吉永徳好、監査役勢村 守の4氏および在任中の監査役有澤和久、横田宣年の2氏に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 剰余金の処分の件	5,598	2	0	（注）1	可決（84.65％）
第2号議案 株式併合の件	5,595	5		（注）2	可決（84.61％）
第3号議案 定款一部変更の件	5,595	5	0	（注）2	可決（84.61％）
第4号議案 取締役6名選任の件				（注）3	
浅野 薫	5,595	5	0		可決（84.61％）
高尾宏和	5,595	5	0		可決（84.61％）
吉永徳好	5,595	5	0		可決（84.61％）
西崎雅也	5,595	5	0		可決（84.61％）
荻野一郎	5,595	5	0		可決（84.61％）
難波和彦	5,595	5	0		可決（84.61％）
第4号議案 監査役1名選任の件					
勢村 守	5,589	11	0	（注）3	可決（84.52％）
第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈 ならびに役員退職慰労金制度廃止に 伴う打切り支給の件	5,584	16	0	（注）1	可決（84.44％）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上